

## 完了報告書（平成 22 年度）

提出者 谷 紀子

提出年月日 2011年3月31日

### 【プロジェクト名】

和文 オランダの育児支援と日本の育児支援の国際比較

英文 International comparison between Dutch child care and Japanese child care

### 【メンバー構成】

研究代表者 谷 紀子

幹事 谷 紀子

メンバー 谷 紀子

**【ねらいと目的】** (600 字程度) 現在、世界中を巻き込みリーマンショックに端を発した経済危機が起こっている。このような状況の中で労働市場では失業の増加などの問題が生じている。経済の発達した国々でもそれは例外ではなく、例えば非正規労働者の解雇などが起こり社会を支える福祉のあり方が問われている。

しかしこのような非正規労働者の不安定な状況やそれに伴う社会福祉へのニーズの高まりは今突然に起こったわけではない。背景にはグローバル化による労働市場の変容など、公共圏における変化が存在する。80年代から90年代にかけて、この非典型雇用が各国で急速に増大している。経済のグローバル化が進展し、各国の企業が国境を超えて生産活動を展開し、グローバルな市場でその製品を販売するようになった。その結果、競争が激化し、製品需要の変動も大きくなった。こうした動きは、特に女性の再生産労働と生産労働の構図、さらに家族などの親密圏の変化や、福祉レジームの変容と強く結びついている。多くの先進国では男性がパンの稼ぎ手であり女性が家事労働を担うという性別役割分業は変化し、女性も生産労働と再生産労働を両立するようになってきている。それに伴い、親密な関係を核として他者同士がお互いに配慮しながら生を営む親密圏も変容している。例えば家族の形態は1970年代以降、晩婚化と独身者の増大、小子高齢化などに伴い変化してきた。オランダや日本を含めた先進国諸国ではこのような変化に対応して親密圏と公共圏の再編成を行う必要に迫られている。

近代化と工業化のなかでヨーロッパ社会では性別役割分業が根付いていたオランダという日本とよく似た要素をもった社会に光をあて、オランダにおける女性と労働の問題を福祉レジームや家族とのかかわりで考察する。そしてオランダにおける女性と労働の関係の変容、福祉レジームの変容を参考に日本社会への示唆を導き出す。

### 【活動の記録】

研究会・ワークショップの場合は、開催年月日、報告者と報告題等

調査の場合は、調査年月日、調査者、調査地、調査目的等

その他の活動も含めて、研究期間中の活動について簡潔に記してください。

女性学会 Turning Point for Women 2010 への参加

児童育児施設10件へのインタビュー調査と女性労働者への聞き取り調査

**【成果の概要】** (800 字程度)

**① Wet Arbeids en Zorg (労働とケア法) 2001 年**

母親は出産休暇を 16 週間とる権利があり、この期間中給与は全額保障される。給与の保障は一日最大 177 ユーロとなっている。育児休暇は、労働時間の 13 倍の期間を一年間かけてとることができるが、勤務先からの特別支援などが無い限り給与は保障されず無給である。ケア休暇においては最大 12 週間中、規定労働時間の半分を病気の家族のケアに充てることできる。本ケア休暇においては給与の 70%が保障される。

本法律の施行直後は中小企業の反発などもあり、12%の会社が労働者の育児休暇の取得を拒否していた。労働組合の運動などもあり現在では多くの企業において認められるようになってきているが、休暇取得の希望と現実には差が存在している。またケア休暇においては労働時間の半分しか取得することが認められておらず、片親家庭に対する配慮が少ないとの指摘もある。ケア休暇については給与の 70%を保障するという形では低所得の労働者はシステムを活用することが難しいとの批判もある。

**② Wet Kinderopvang (育児法) 2005 年**

12 才以下の子どもが育児施設を利用する場合、その費用を政府・雇用主・被雇用者が 3 分の 1 ずつ負担する。企業は自主的に支払うことを拒否することも多かったため、2007 年度より企業はいったん国家に納付する方式に変更された。企業の負担額は定額に給与比例額を併せたものである。しかし育児施設の利用者の急激な増大により国庫負担が増え国民の不満も高まったため、裕福な被雇用者には育児施設の利用費用の大部分を自己負担する方式へ 2009 年より変わる予定である。2004 年には 1~3 才児を持つ働く母親の 42%が育児施設を利用しており、4~12 才児を持つ母親においては 12%が利用している。

2007 年の統計によると、男女とも育児休暇の取得は増加傾向にあり、女性は 42%、男性は 18%となっている。これには男性と女性との賃金格差も関係している。Gender Gap Report2009によると男性の賃金を 1 とすると同一労働をする女性の賃金は 0.63 となっている。また上記のようにパートタイム労働をするのは主に女性であるため、経済的な見地からすると給与の少ない女性が育児休暇を取りがちである。

**【通信欄】**

(研究代表者記入)

プロジェクト	<input checked="" type="checkbox"/> 次世代	<input type="checkbox"/> 次世代ユニット	<input type="checkbox"/> 男女共同参画に資する調査研究
経費	予算額	400 (千円)	実績額 400 (千円)